



どう使うの？ 商品券の使い方

Q & A

Q 商品券はどこで使えますか？

A 簡易書留でお届けした封筒にチラシを同封しています。また取扱店舗にはポスターとのぼりを掲示しています。
▶このポスターが目印！



Q つり銭はできますか？

A できません。つり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないからです。また不当な利益を受けることなどを防ぐためでもあります。

Q 公共料金の支払いはできますか？

A できません。地方自治法上、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券（小切手など）での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。

Q 未使用の商品券の払い戻しはできますか？

A できません。期限内に必ず使用するようにならしてください。

Q 商品券を使用する際の上限金額は？

A ありません。まとめて使っていただけます。ただし、各取扱店舗の判断で上限を設定している場合があります。詳細は各店舗にお問い合わせください。

Q 商品券は他の商品券や割引券との重複利用はできますか？

A 重複利用につきましては、各取扱店舗の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各取扱店舗にお問い合わせください。

Q 汚損した商品券の対応は？

A 次の条件を満たせば使用できます。
・通し番号が確認出来ること
・券面の面積が5分の4以上残っていること

次ページには、対象店舗一覧と商品券を利用した際、お得な特典がある特別企画店舗一覧を掲載しています！



特別プレミアム付商品券を事前申込された方へお知らせします



限定 5000 冊の特別プレミアム付商品券を事前申込され、当選された方には、大崎町商工会から引換券を郵送し、当選通知とさせていただきます。引換券が送られた方は、大崎町商工会で下記の期間に引換をお願いいたします。

令和2年 11月2日(月) ~ 令和3年 1月29日(金) ※平日のみの引換です